

# 静岡県教育委員会

## 議事録

平成 27 年度 第 15 回定例  
11 月 6 日（金）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 27 年 11 月 6 日に教育委員会第 15 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 27 年 11 月 6 日（金） 開会 9 時 20 分  
閉会 10 時 40 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀  
委 員 加 藤 文 夫  
委 員 溝 口 紀 子  
委 員 齊 藤 行 雄  
委 員 齊 興 直 靖  
委 員 渡 邊 靖 乃

事務局（説明員） 杉 山 行 由 教育次長  
水 元 敏 夫 教育監  
池 田 和 久 理事兼教育総務課長  
高 橋 雄 幸 健康安全教育室長  
山 本 知 成 教育政策課長  
中 川 好 広 情報化推進室長  
平 松 明 子 人権教育推進室長  
長 澤 由 哉 財務課長  
杉 山 和 幸 福利課長  
林 剛 史 義務教育課長  
奥 村 篤 史 義務教育課人事監  
渋 谷 浩 史 高校教育課長  
渡 邊 浩 喜 特別支援教育課長  
北 川 清 美 社会教育課長  
増 田 曜 子 文化財保護課長  
福 永 秀 樹 スポーツ振興課長  
唐 國 宏 章 静岡教育事務所長  
羽 田 明 夫 静岡西教育事務所長  
河原崎 全 中央図書館長  
杉 本 寿 久 総合教育センター長  
朝 倉 徹 スポーツ振興課班長  
杉 山 禎 高校教育課参事兼課長補佐  
沼 里 智 彦 高校教育課主席指導主事

4 その他

(1) 第 23、24、25 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1～7 は了承された。

## 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の議事録の署名は、私のほか、溝口委員にお願いする。

## 【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
第 25 号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは、公開案件から審議を始め、第 25 号議案は非公開とする。

## 報告事項 1 静岡県スポーツ推進審議会答申について

教 育 長： 報告事項 1 「静岡県スポーツ推進審議会答申について」、朝倉スポーツ振興課長補佐より説明願う。

スポーツ振興課長補佐： <報告事項についての説明>

松井審議会副会長： 本件は平成 26 年 7 月に新たな静岡県スポーツ推進計画を策定し、スポーツ推進計画に沿って、静岡県のスポーツの推進に取り組んでいるところである。その中で推進計画を円滑に実施し、スポーツの振興を一層進めるために、静岡県スポーツ推進審議会は平成 27 年 2 月 17 日に静岡県教育委員会から 2 つの諮問を受けた。ひとつはスポーツをする子どもとそうでない子どもの 2 極化の解消、及び子どもから高齢者まで、生涯にわたってスポーツに取り組むことができる方策について、二つめは、2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた競技力向上のための方策について諮問を受け、3 回の審議を重ねここに生涯スポーツの推進と競技力向上に向けての答申をまとめた。今後は本答申を踏まえ、静岡県の更なるスポーツの推進がなされますようお願いする。

教 育 長： 確かに受領した。

スポーツ振興課長補佐： 本答申の説明を松井副会長お願いする。

松井審議会副会長： 資料に基づいて説明する。報告事項 1 の 1 ページにある 2 の概要ならびに 3 のスポーツ推進審議会委員について、記載されているとおりである。4 にある本答申のポイントは 2 ページにある資料に諮問内容①と明記してあるが、アの幼児期からの運動遊びの推進からオの障害者スポーツの環境整備について説明する。アの幼児期からの運動遊びの推進であるが、幼児期からからだを動かすことの楽しさを体験させ、運動遊びを通じてスポーツ嫌いを無くし、国・県のプログラムを推進し、地域スポーツクラブやスポーツ少年団と連携して取組みを推進する。イの小学校におけるスポーツ活動及び体力向上の推進であるが、小学校の体力の状況を把握し新体力テストの結果を分析し、低下傾向を示す投能力の向上や、体力アップコンテストしずおかを活用するなど、課題に応じた取組みを推進する。ウの中学校から高等学校におけるスポーツ活動及び体力向上の推進であるが、中学生高校生の体力の現状を把握し新体力テスト

の結果を分析し、低下傾向の種目について発達段階や課題に応じた体力向上の推進を図るとともに、女子のスポーツ活動の促進をはじめとした取組みを推進する。エの幅広い年齢層に対するスポーツ機会の提供であるが、子どもから高齢者までスポーツを安全に楽しむことができるよう、市町や関係団体と連携し、積極的にスポーツ参加の機会を提供し、地域におけるスポーツ活動を推進する。オの障害者スポーツの環境整備であるが、障害のある人、ない人が一緒に楽しめるスポーツ機会の提供、障害のある人の特性を把握して指導ができる、リーダーシップのある指導者やボランティアの養成を推進する。諮問内容②はアイ2つの項目となる。アの選手の発掘と育成、指導者の養成であるが、競技力向上を図る上で、ジュニア世代からの一貫した指導者等効果的な強化対策や、選手発掘のため、競技団体や地域スポーツクラブ、大学等が連携して全体的に強化対策を推進する。イのスポーツ環境の整備であるが、競技力向上を図る上で効果的な強化体制を推進するため、地域や企業、大学等の支援体制の整備とともに、科学的トレーニングの取組みや栄養指導、メディカル指導等のスポーツ環境の改善、人材バンクの活用などを通じて、効果的に人材を活用できる体制を整備する。以上、ポイントだけであるが答申の説明とする。

スポーツ振興課長補佐： 以上により答申の手交式を終了する。

教 育 長： 報告事項1を了承した。

## **報告事項2 第34期静岡県社会教育委員会中間報告**

教 育 長： 報告事項2「第34期静岡県社会教育委員会中間報告」について、北川社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

阿部社会教育委員長： 中間報告4議論の整理、これまでの議論の中で大きく3つ整理をした。

(1) 地域づくりに関わってきた社会教育の学校を支える活動への関わり方のア、子ども観：地域への参画について、子どもは地域社会の構成員であり、支え合いの担い手でもある。教育という中では「一人前でない」子どもとして考えて、それを大人が支援するという発想になりがちであるが、そうした発想だけでなく、子ども自身が地域への参画を通し、大人も子どもも共に成長するという視点が重要であると考え。次にイ、教育観：実践的・体験的学習という観点である。子どもたちに見られる課題は、地域や社会の課題の反映であり、学校や家庭の力だけで解決することはできない。社会教育が得意とする実践的・体験的な学びや多様な人との関わりは、地域の子どもの主体性や社会性を育むと考える。

(2) 「学校を支える地域活動」の視点で捉える社会教育のア、「子ども」に対する地域の意識であるが、学校における「児童・生徒」や、家庭における「わが子」と比べると、地域社会における子ども、「地域の子ども」という意識は相対的に薄く、関わりも弱いと考える。地域が「地域の子どもを育てる」という役割をさらに認識すれば、結果的に学校・家

庭・地域住民、三者の支え合いが実現するのではないかと考える。次に家庭・地域の教育力向上という視点である。子どもを中心に多様な人が関わり合い、学び合う社会教育が地域で日常的に行われており、こうした取組は、子どもだけでなく保護者など地域の大人の交流を促進し、家庭や地域の教育力向上に寄与するものと考え。 (3)学校支援地域本部、放課後子ども教室等の事業について今後の方向性のうち、ア、新たな人材の掘り起こしである。地域の多様な主体が関わることで子どもたちへの支援のバランスが保たれ、子どもの育ちを支える継続的な取組は、持続可能な地域づくりとなり、静岡の人づくりのためにも重要であるため、地域の活動に関わる人材の掘り起こしが必要であると考え。 5、今後の議論であるが、引き続き、学校教育と社会教育が双方向で協調する関係や仕組みを検討することにより、社会総がかりの人づくりをさらに推進する。地域において子どもが中心となる様々な活動をしている団体同士が地域で連携できる仕組みを構想する。支援を受けた子どもや家庭が将来支える側になるという、世代間の循環を創出することや、地域の変容、社会福祉、防災・減災などについても議論を進めるという方向でいる。「循環」というキーワードは非常に重要で、人づくり、地域づくりということ考えた場合、短期的に達成できる問題ではないので、子どもがいずれ大人になって、地域の担い手として育っていくという循環を考えて行政的な施策を打つことが大事ではないかと考える。今後のスケジュールだが、平成 28 年 8 月に報告書をまとめ、教育委員会に報告する予定である。

猿田社会教育副委員長： 審議の選定について説明する。県内各地の学校では様々な支援活動が展開されている。学校支援地域本部や学校運営協議会、さらには放課後子ども教室が制度的な枠組みの中で大きな成果が期待されている。実践される中で様々な課題も出てきている段階である。社会教育が今まで積み上げてきた様々な経験、能力をいかに生かしていけるのか。そのような視点に立って今後検討していただきたいと考える。

興 委 員： 知事部局で社会とともにある教育ということで実践委員会が開かれているので、残りの期間において、有効な連携をとってこれに肉付けをしてもらいたい。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項 2 を了承した。

### 第 23 号議案 平成 28 年度静岡県立高等学校生徒募集計画

### 第 24 号議案 静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

教 育 長： 第 23 号議案「平成 28 年度静岡県立高等学校生徒募集計画」、第 24 号議案「静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則」について、渋谷高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 原案について異論は無い。今後の展開で少子化、地域格差という面から考えると、これだけ人数が減っている中で浜松市立は 10 クラスあり、県立はそこまで大きい学校は無い。少子化が進む中、県立だけでの調整は難しくなる。公立、市立との調整議論はしているのか。

高校教育課長： 結果から報告すると、県内で 10 クラスある高校は浜松北高校、浜松工業高校、浜松市立高校となる。市立・私学との関係であるが、私学に関して公立が3分の2、私学が3分の1という考え方で、来年度の公立の定員を決める前に、私学のトップも入った公立私立協議会を開催して公立の定員について協議している。これまで県立高校は長期再編計画の中で、計画的に定数を減らしてきたが、私学は実質的に私学に任せている。個別の私学に関しては上限が無いので自由であるが、結果として公立3分の2、私学3分の1となっている。これから以降3年程度は中学生の生徒数は大きく減らないが、さらに3年後になると1,000人程度づつ減少し、平成33年度には現在より3,000人程度減少する。この状況は目前であり3,000人減少した時、どのように定員を配置するかは高校教育界の大きな課題となっている。これは我々だけの問題でなく私学も大きな問題として捉えているので検討していく。市立については、市立も公立に含めて考えている。

溝 口 委 員： 市立との協議はあるのか。県が身を削る感じになっており、市立と県立の位置付けの協議がされていないのではないかと。3,000人の生徒数が減少するのが目前に迫る中で市立との協議会はあるのか。県立で調整していく戦略的意図があればよいが、均衡に減らす大義名分があれば市立も減らしていく方針が見えてこない。

高校主席指導主事： 県立と市立の調整は基本的に各市教育委員会が連絡調整をしている。手続きは各市教育委員会が議会に諮っていくので権限は市にあるが、例えば静岡市内の再編整備の実施における清水桜ヶ丘高校の規模についても市教育委員会と調整をしている。今後の生徒数減少における学級規模をどうしていくかについては事前に調整できる環境となっている。

溝 口 委 員： 議論が見えるかたちで実施してほしい。市となると行政区間のかかわりがあるかと思うが、市立だけで独立したマーケットが確立しているわけではないと思う。

興 委 員： 公立私立協議会の構成員は県、関係市、私立と関係者が入っていると思うがどうか。

高校教育課長： 沼津市教育長も入っている。

興 委 員： 浜松市や静岡市もある。沼津市だけ入っていても意味は無い。公立私立の分配も図られるが、市の分配についても議論されるのではないかと。議会に諮るという説明があったが、調整された結果を議会に諮ればよいと思うがどうか。公立私立協議会の役割がどこまで及ぶのか。

高校教育課長： 公立私立協議会の主な議題は公立と私立の関係であり、公立の代表として県教育委員会が出席している。市立と県立についてはお互い関係

を密接にして、利害の調整をしながら考えていくべきものと思っている。  
県立対市立対私立という図式にはならない。

興 委 員： 公立私立をどうするかということで、公立の中に県立と市立があるのであれば明確に調整していく必要があるのではないか。

教 育 長： 公立私立協議会に先日出席したが、大幅に減少する時期まで2、3年の猶予があるので、興委員が指摘した案件についても今後、検討していく。

教 育 監： 市立高校の設置者は市なので設備や施設あるいは市の負担教職員ということも含めて各市が中長期的に計画している。定時制についても静岡市立高校は定時制があるので検討する。

興 委 員： 担当課長から結果的に公立3分の2、私学3分の1という説明があったが、裁量権は私立に委ねられているということである。私立の特定の学校に対する期待値が高い場合は、募集定員を上乗せして出す余地があると理解してよいか。

高校教育課長： そうである。

興 委 員： 結果としてはバランスが取れているが、実態はルースな印象であるがどうか。

高校教育課長： 私学のことについては干渉しない。

興 委 員： そうであると協議会における2対1の按分比率というのは拘束力がないということか。

教 育 監： そうである。

加 藤 委 員： 静岡県は公立の人气が高く、私立の人气は低い状況の中で、公立が自主的に3分の2と決定すると私立は従わざるを得ない。今は是正されてきたと聞いているが、神奈川県や東京都で私立の人气が高まった時期があり、私立が自主的に募集人員を増やすと公立の募集人員を減らさざるを得ない状態になった。

興 委 員： 今後、優秀な私立が出る可能性もあるので、協議会の存在のあり方を関係者間で戦略的に議論する必要がある。

教 育 長： 他に質疑はないか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議になし)

教 育 長： 第23号議案、第24号議案を原案どおり可決する。

### 報告事項3 チア・アップコンテンツ(家庭学習編)の配信

教 育 長： 報告事項3「チア・アップコンテンツ(家庭学習編)の配信」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 保護者として共感する内容となっており秀逸である。PTA総会では是非、公開してほしい。チア・アップコンテンツの公表であるが、浜松

- 西高中等部と清水南高中等部の状況が明記されていないが状況はどうか。
- 義務教育課長：すでに9月の段階で2校とも公表している。浜松西高中等部に関してはすでに公表していたが、中途段階報告における教育委員会であがった意見は各校に連絡している。清水南高中等部に関しては内容について検討した上で公表している。資料の中にはない。
- 溝口委員：報道関係者もいるので県立2校の状況も明示すべきである。
- 興委員：県立2校についての個別対応について、静岡県として発信するのがよいという状況であったと思うので、引き続き検討してほしい。
- 斉藤委員：とてもよいDVDで溝口委員が話したとおり保護者の共感する内容となっていると思う。是非、PTA総会等で公開してほしい。紙ベースも作成しているのか。
- 義務教育課長：配付している資料は昨年度の紙媒体のリーフレットである。今回はDVDのみである。
- 斉藤委員：例えばPTA総会で公開した場合、その時点では頭に残るが、会場を後にすると忘れてしまうということがあるので、紙ベースも作成し配布するのがより効果的ではないか。
- 義務教育課長：資料5ページにあるようにDVDを配布する時に仕様書を1枚添付するが、すでに既存のリーフレットがあるので一緒に配布し、今後につながるよう考慮している。
- 斉藤委員：木苗教育長の最後のまとめのメッセージは良い。スマホの使用時間と学力の相関表はインパクトがあったので、紙ベースとなって配布できるとよいと思う。
- 社会教育課長：社会教育課でやっている「つながるシート」というのがあって、その中にこのDVDの要素を取り入れたものを今後作成をして色々な機会に配布していく工夫を社会教育課でも検討する。
- 渡邊委員：家庭教育支援員で配布するクリアファイルに色々な情報が明記されている。最後の何か条は必ず持って帰って確認してほしい内容であるので、今後作成する時はDVDの内容と連動したクリアファイルを作成して後から見て思い出せるような工夫をしてほしい。携帯・スマホのツールも活用して「県内の保護者が1度は見たことがある」というようなものにしたい。フェイスブック等でも大々的にPRしてほしい。
- 義務教育課長：中学校版も現在作成中である。
- 教育長：他に質疑はないか。
- 全委員：（特になし）
- 教育長：報告事項3を了承する。

#### 報告事項4 平成28年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び平成28年度静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科入学者選考の実施

#### 報告事項5 平成28年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び平成28年度静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科入学者選考に関わる要領及び要項



**報告事項 6 県立特別支援学校寄宿舎指導員採用第 1 次選考試験の結果**

**報告事項 7 県立視覚特別支援学校理療科教員採用第 1 次選考試験の結果**

教 育 長： 報告事項 4「平成 28 年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び平成 28 年度静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科入学者選考の実施」報告事項 5「平成 28 年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び平成 28 年度静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科入学者選考に関わる要領及び要項」報告事項 6「県立特別支援学校寄宿舎指導員採用第 1 次選考試験の結果」報告事項 7「県立視覚特別支援学校理療科教員採用第 1 次選考試験の結果」について、渡邊特別支援教育課長より説明願う。

特別支援教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 報告事項 6 について教員免許状取得者という説明であったが、最初から要件として入っているか。

特別支援教育課長： そうである。

興 委 員： 今まではどうであったか。

特別支援教育課長： 以前は入っていない。

興 委 員： いつからか。

特別支援教育課長： 正確な年度は今分からないが 4～5 年前である。

興 委 員： 理療科は最初から理療科の免許取得者となっているのか。

特別支援教育課長： そうである。法律で定まっている。

興 委 員： 報告事項 4 について、高等部の各学校、学科ごとの募集定員は、別に告示すると明記してあるが、告示されることについて、今回第 1 と第 2 が告示されるわけだが、これは本日付で手続きするのか。

特別支援教育課長： そうである。

興 委 員： 募集定員は次回の教育委員会で付議をしてから公示をするということか。

特別支援教育課長： そうである。

加 藤 委 員： 今まで特別支援学校は中等部までであったが今は高等部まであり、高等部を卒業した子どもたちの生活設計や、家庭がどのように子どもに関わっていくかが重要となる。中等部の進路指導で、家庭の状況と子どもたちの今後の方向について、よく相談し進路決定できるよう、特別支援学校高等部から中等部への資料を提供するような支援をお願いする。

教 育 長： 他に質疑はないか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 報告事項 4、5、6、7 を了承する。

**【会議の非公開】**

教 育 長： ここで会議を非公開とする。

※ 非公開

【閉会】

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成 27 年度第 15 回教育委員会定例会を閉会とする。